

新労基発 0601 第 3 号
令和 5 年 6 月 1 日

建設業労働災害防止協会新潟県支部長 殿

新潟労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

「新潟ゼロ災宣言運動 2023」の実施について（協力要請）

平素から労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県内における令和 4 年の労働災害は、休業 4 日以上死傷者数が 4,849 人と前年比で 1,645 人と大幅に増加（+51.3%）し、死亡者数も 19 人と、前年の 18 人（前々年 15 人）から増加しています。

新潟労働局では、平成 29 年から新潟ゼロ災宣言運動を展開し、管内の労働災害減少に向けた取組を行ってきたところですが、依然として多数の労働災害が発生している状況にあり、また、厚生労働省において第 14 次労働災害防止計画（計画期間 2023 年 4 月から 2028 年 3 月まで）が策定されたこと等を勘案し、今年度も別添の実施要綱により「新潟ゼロ災宣言運動 2023」を実施することとしました。

つきましては、これらの趣旨を御理解の上、貴職をはじめとする会員事業場等への参加勧奨等特段の御配慮をお願い申し上げます。

新潟ゼロ災害宣言運動 2023 実施要綱

1 趣旨

県内の労働災害（休業4日以上）は、長期的には減少してきましたが、令和4年は4,849人と前年比で1,645人と大幅に増加（+51.3%）し、死亡者数も19人と、前年の18人（前々年15人）から増加しています。高所からの墜落・転落や機械のはさまれ・巻き込まれによる災害、冬季の雪による災害、同一事業場での繰り返し災害が後を絶たず、事故の型では転倒災害が全体の約15.2%を占め、また、職場内での新型コロナウイルス感染症による休業災害が45.8%を占めています。

各事業場における自主的な災害防止活動の促進による、これら災害の防止を図るため、全国安全週間（7月1日～7日）及びその準備期間の6月に労使双方で労働災害発生ゼロを宣言し、労使協力による集中的な取組及び安全意識を高揚させることとします。

2 期間

（1）参加申請期間

令和5年6月1日～令和5年7月7日

（2）取組期間

令和5年7月1日～令和5年12月31日

（3）結果報告受付期間

令和6年1月1日～令和6年1月31日

3 対象

新潟県内に所在する事業場（規模、業種は問わない）。

建設業については、店社のほか、現場単位の参加も可とする（取組期間の全部が工期に含まれる場合に限る）。

4 重点取組事項

転倒や交通労働災害、高年齢労働者災害の防止、その他業種別重点事項

5 参加手続き

参加を希望する事業場は、労使一体となって安全の決意表明（安全宣言）を行い、労働者に周知した上で、新潟労働局ホームページ内の専用フォームから申込みとするが、専用フォームからの申込が困難な場合には、申込期間内に参加申込書（様式第1号）及び事業場内に掲示する『安全宣言』の写しを添えて、新潟労働局労働基準部健康安全課に持参又は郵送も可とする。

また、新潟労働局のホームページ上に参加証ステッカー画像を掲載して参

- ・高所作業では、墜落制止用器具の使用を徹底し、墜落防止を図ります。
- ・熱中症予防のため、定期的に水分・塩分を補給します。
- ・腰痛予防に取り組みます。
- ・新規入場者の全員と会話を交わし、安全教育・訓練を実施します。
- ・交通ヒヤリマップの作成と周知により、交通労働災害を防ぎます。
- ・作業床（通路）の濡れ防止、滑り止め、段差の解消により転倒を防止します。
- ・整理整頓や不要な積荷の移動により、安全な作業通路を確保します。
- ・指さし呼称や合図による確認作業を励行します。

8 結果報告手続き及び達成証の交付

参加事業場が、期間中において1日以上休業災害を発生させなかった場合に、ゼロ災達成とする。

なお、建設業の現場単位の参加に当たっては、期間中に当該現場における下請事業場の労働者を含めた休業災害が発生しなかった場合にゼロ災達成とする。

参加事業場は、新潟労働局ホームページ内の専用フォームから結果報告とするが、専用フォームからの報告が困難な場合には、結果報告書（様式第2号）を結果報告受付期間内に新潟労働局労働基準部健康安全課に持参又は郵送も可とする。

新潟労働局長は、結果報告書の提出のあった事業場について、期間中の休業災害の発生がないことを確認した場合、結果報告受付終了後、2か月以内に達成証を交付する。

9 参加事業場等の公表について

参加事業場の名称については、原則として新潟労働局ホームページにおいて公表する。ゼロ災達成事業場の名称については公表しないが、結果報告書に記載された取組の好事例については、新潟労働局ホームページに掲載する場合がある。

10 達成証の返還

参加事業場は、結果報告書等新潟労働局への報告の過程において、虚偽の内容が認められた場合、達成証を返還しなければならない。